

PICKUP 01

住まいの終活 いつか空き家になる前に

問 都市計画課 ☎ 76-8156 ID 11311

空き家が適正に管理されず放置されたままになると、周辺の生活環境に悪影響を及ぼす恐れがあります。空き家の管理は所有者の責任です。自宅や実家を空き家として放置しないために、しっかりと管理を行うとともに「売る」「貸す」「解体する」など具体的な方針を決めておくことが大切です。

新年を迎え、家族が集まるこの機会に、住まいの将来について話し合ってみませんか。

空き家を適正に管理しないで放置すると…



空き家セミナー&個別相談会を開催します

ID 27590



売却の流れが
知りたい



第1部 講演会 将来空き家で困らないために今からできること～何から始める？どう進める？～

とき 1/24(土) 13:30～14:30 定員 50人(先着、申し込み不要)

ところ 市役所 講堂1

その他 当日、オンラインでの視聴可。後日、市ホームページに動画のアーカイブを掲載

第2部 個別相談会 空き家に関するさまざまな相談に専門家が応じる(1組30分程度)

とき 1/24(土) 14:45から

ところ 市役所 講堂2

定員 10組(先着)

申し込み 1/5(月)～1/13(火)に電話、直接か

右記二次元コードで

その他 オンライン参加も可

申し込み
フォーム▶



もしかして対象かも？ 空き家を売却したかたの特別控除 ID 2492

被相続人(亡くなった人)が住んでいた家屋を相続した場合、相続人がその家屋または取り壊した後の土地を売却(譲渡)したときに譲渡所得から最大3千万円の特別控除を受けることができます。

この特例措置を受けるためには、家屋を相続した人(申請者)が税務署で、確定申告を行う必要があります。市は、上記の申告に必要な提出書類の一つとして、「被相続人居住用家屋等確認書」(都市計画課発行、詳細は同課で)を交付しています。

確定申告を行う際の提出書類は税務署で確認を

特別控除の詳細は、国土交通省ホームページで



▲確定申告について
(国税庁ホームページ)



▲特別控除について
(国交省ホームページ)

要件を確認

以下の全てに該当する場合に対象となります。

- 相続した空き家が昭和56年5月31日以前に建築されている
- 被相続人が亡くなる直前まで当該空き家に住んでいた
亡くなる直前に病院や老人ホームに入居していた場合も対象となる可能性あり
- 被相続人が亡くなつてから3年を経過する日の属する年の12月31日までに1億円以下で売却した
例:R6.12/1に亡くなった場合は、R9.12/31まで
- 空き家を相続してから売却(譲渡)するまでの間に、住居や事業所として利用したり、
他の人に貸したりしていない
- 下記①～⑤のいずれかに該当する
 - ①耐震基準に適合している空き家を相続後、取り壊さずに売却した
 - ②空き家を相続後、取り壊して更地にして売却した
 - ③空き家を相続後、耐震改修を行って売却した
 - ④空き家を相続後、売却し、その後売却した年の翌年の2月15日までに購入者が取り壊して更地にした
 - ⑤空き家を相続後、売却し、その後売却した年の翌年の2月15日までに購入者が耐震改修を行った

要件や申請手續の詳細は、都市計画課へ相談を

空き家総合相談窓口

問 (公社)県宅地建物取引業協会 ☎052-522-2567 ID 2341

無料 電話相談

市と県宅地建物取引業協会は空き家対策に関する協定を締結しており、空き家総合相談窓口を開設しています。空き家の売買、管理、解体、住宅診断、税金・法律関係などのお悩みについて無料で電話相談ができます。

受付時間 9:00～17:00(土・日曜日、祝日および休業日を除く)

PICKUP NEWS!!

ピックアップニュース

PICKUP 02

1月10日は「110番の日」

問 守山警察署 ☎ 052-798-0110



～事件・事故 緊急事案は 110番～
110番は、緊急通報のための専用電話です！

事件解決のキーワードは、「素早い通報」。事件や事故の発生、不審者の目撃情報など、今すぐ警察官に駆けつけてほしいなどの緊急性がある場合は、迷わず、落ち着いて110番通報してください。

緊急性のない相談などは、警察相談専用電話「#9110」へ

緊急の要件ではないけれど、困り事など警察に相談したいことがある場合には、「#9110」（警察本部住民コーナー）または警察署へご連絡ください。

開設時間 平日9:00～17:00 ※ダイヤル回線、一部IP電話は、☎ 052-953-9110へ

PICKUP 03

「もしも」の備えに「いつも」の備えを 今日からできる災害への備え

問 危機管理課 ☎ 76-8127 ID 40105



災害はいつ起こるか分かりません。公的支援（公助）には限界があるため、一人ひとりが防災を意識し、災害への備えを行うこと（自助）が重要となります。

いざというときに自分や家族の身を守るために、必要な備えを確認しましょう。

最低3日分は備蓄しておこう

災害時にガス・水道・電気などのライフラインが止まることも想定して、最低3日分、できれば1週間分程度の備蓄品を用意しておきましょう。日常と災害時を分けず、日常生活で使っているもの、便利なものを災害時にも活用する考え方を「フェーズフリー」と言います。普段使っているものや食べているものを「無理なく・無駄なく備える」を、日頃の行動の中で心掛けてみましょう。

ローリングストック

普段の飲食料品を少し多めに買い置きし、賞味期限を考えて食べ、食べた分を買い足すことで、常に一定量の備蓄を保ちましょう。



備蓄品の例

飲料水（1人1日3L）、食品（アルファ化米、レトルト食品など）、簡易トイレ、カセットコンロ・ガスボンベなど

トイレの備蓄はできていますか？

災害時に備えた食料、飲料水の備蓄は少しずつ浸透してきましたが「携帯トイレ（トイレ処理剤）」の備蓄も忘れてはいけません。備蓄は水、食料、トイレがセット。災害時に日常に近い生活を送る「在宅避難」するためにも、トイレの備蓄を始めましょう。

備蓄量の目安

1人1日5回×3日（できれば1週間分）×人数分

在宅避難
のすすめ▶



PICKUP NEWS!!

PICKUP 04

眠っている作品が再び輝く機会を

アート作品の無償譲渡会 謙渡希望者募集！ 間 生涯学習課 ☎ 53-1144 ID 36397

アート作品を整理したいかたと気に入った作品があれば取得したいかたをつなぐため、開催します。自分や家族の作品、購入した作品、平面作品、立体作品、何でもOK！ 1点だけでも大歓迎です。

とき 令和8年3月を予定(開催日は後日お知らせ)

申し込み
フォーム▶



ところ 文化会館

申し込み 謙渡条件に同意の上、申込用紙(ホームページで)を直接か右記二次元コードで

謙渡条件 ●無償譲渡に限る ●譲渡に関して市は一切の責任を負いません
●市での作品の引き取り不可 ●会場への搬入出は、出品者で実施 ●その他の条件は、ホームページで



PICKUP 05

令和8年度分 広報おわりあさひ・広報おわりあさひ保存版・ 市ホームページへの広告募集

間 広報戦略課 ☎ 76-8106 ✉ kouhou@city.owariasahi.lg.jp

広報おわりあさひ ID 3319

掲載号	5月号から毎月(1号単位)
掲載位置	裏表紙
募集数	各号4枠
大きさ (1枠)	縦6cm×横8.5cm
掲載料 (1枠)	3万3千円
その他	●オールカラー ●年6回まで ●2枠または4枠の広告も掲載可。 ただし、掲載回数にかかわらず 年間で合計12枠まで

広報おわりあさひ保存版 ID 3319

発行日	4月号と同時配布
掲載位置	①裏表紙 ②裏表紙の裏 ③表紙・①②を除くページの最下段
募集数	①②各8枠 ③10枠
大きさ (1枠)	①②縦6cm×横8.5cm ③ 縦4.3cm×横17.3cm
掲載料 (1枠)	①3万3千円 ②③3万円
その他	●オールカラーA4版冊子 ●①②は2枠または4枠の広告も掲載可 ●転入者にも配布(発行部数約38,600部)

ホームページバナー ID 11275

掲載期間	1カ月単位	大きさ	縦60ピクセル×横120ピクセル	掲載料	月1万円
募集数	月15枠(1広告主につき1枠)	その他	掲載位置はランダムに変更		

申し込み 1/16(金)までに申込書に必要書類を添えて郵送(必着)、メールか直接(抽選)

その他 ●応募資格や選考方法は市広告掲載要綱・基準、各種要領による

●広告原稿、デザインは各自作成

●詳細は、ホームページで